

平成29年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領

茨城県企画部空港対策課

第1 趣旨

本事業は、茨城空港が首都圏3番目の空港として、今後増大が見込まれる首都圏の航空需要に対応するため、一定の条件のもと空港と東京都心とを結ぶ連絡バスを低廉な運賃で運行するバス事業者を選考し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業です。

この募集要領では、「平成29年度茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項（平成29年2月21日制定）」第4条第1項の規定に基づく事業者登録に必要な協定を締結するための、補助対象事業者に関する応募方法、運行内容及びその他必要な事項を定めます。

なお、本事業は、予算の成立後に効力を生ずる事業であり、その事前準備です。当該募集要領等に基づき生じた権利義務は、平成29年度当初予算が否決された場合には、効力を失うものとします。

第2 実施主体

茨城県

第3 提案上限額

73,775千円

第4 事業内容

低廉な運賃で茨城空港と東京都心とを結ぶ連絡バスの運行とし、以下の条件をすべて満たすものとします。

原則として1者選定し、協定を締結したうえで事業者登録を行った補助対象事業者に対し、運行実績に応じて総運行経費のうち欠損が生じた場合に、第8に掲げる補助金を支払うものとします。

1 運行内容に関する事項

(1) 補助対象期間

- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日（1年間）

(2) 運行ルート

- ・茨城空港＝東京都心（実車運行）

※上記両地点を結ぶ最も効率的なルート（原則として、常磐自動車道及び首都高速道路を通ること）とし、提案内容により決定

※東京都心の発着地は、原則として、JR東京駅、JR山手線沿線駅周辺又はそれ以外の交通結節点周辺とし、具体的な乗降場所は、提案内容により決定

※原則として、上記両地点間を直行で運行する。ただし、県とバス事業者が協議のうえ、必要とする場合は、途中での乗降場所を設けることもある

(3) 運行便数・運行ダイヤ設定

① 運行便数

- ・茨城空港の航空ダイヤに合わせ、実走運行年間最大6,362便（片道ベース）程度、1日あたり16～19便程度

※実際の運行便数については、航空ダイヤに合わせ、随時、バス事業者と協議のうえ決定

※航空機利用者のバス利用が多い場合や航空機遅延の場合などについては、バス事業者と協議のうえ、バスダイヤあたりのバス運行便数を追加

② 運行ダイヤ設定

・茨城空港の航空ダイヤに合わせることを基本とし、可能な限り回送便が少なくなるよう効率的な運行ダイヤを設定（別紙「運行ダイヤ想定案」参照）

※実際の運行ダイヤについては、航空ダイヤに合わせ、バス事業者と協議のうえ決定

※航空ダイヤの変更があった場合は、県の求めに応じて可及的速やかに柔軟な変更が可能であること

(4) 使用車両

・使用車両は、以下の条件をすべて満たすものとします。ただし、車両点検時等においては、事前に県へ届け出て他の車両を使用することも可能とします。

① 車両タイプ：高速バスタイプ（乗客を乗せて高速道路を安全に走行可能な車両）

② 使用台数：(3)の運行が可能な台数（予備車を含む）

③ 座席数：40席以上（運転席・補助席を除く）

④ 手荷物収納場所：座席数に応じ、スーツケース等大型の手荷物を収納できるスペースを備えること

(5) 運行形態

・一般乗合による運行。ただし、一般乗合許可を新たに取得する場合は、許可までの期間（最大3カ月間程度）は、一般貸切による乗合運送許可による運行も可とすることとする

(6) 外国語への対応

・国際線搭乗者に対応するため、国際線に接続する便には、原則として、中国語（簡体語、繁体語）又は英語が堪能なコンシェルジュを配置することとし、提案内容により決定

※航空路線の新規就航があった場合は、県の求めに応じて可及的速やかに柔軟な対応が可能であることとする

(7) 管理体制

・車両等の整備管理体制、事故発生時等緊急時の処理体制、乗客からの苦情処理体制が確立されているとともに、運行事業者の責任により乗客その他の者が損害を受けた場合に損害を賠償するための措置が講じられていることとする

2 運賃に関する事項

(1) 運賃設定

・航空機利用者500円、航空機利用者以外1,200円

※補助対象期間中の運賃改定が必要な場合は、バス事業者と協議の上改定

(2) 運賃收受の方法

・運賃收受の方法について、現金以外での收受方法（ICカードによる支払い）や乗車券の発行は、条件としません。ただし、利用者利便性向上の観点から運行事業者からの提案により実施することは可能

3 事前予約

- ・原則として、電話又はホームページによる事前受付とします。

4 情報提供サービスに関する事項

- ・バス利用者の利便性の向上を図るため、運行ダイヤや運賃、バスの運休等の情報について、随時、ホームページ等で情報提供を行うものとします。また、可能な限り乗客からの質問・照会への対応、発着地からの乗換案内等の情報提供を行うものとします。

5 補助金額について

- ・補助金額は、「平成29年度 茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項」規定に基づき、予算の範囲内で支出します
「補助対象経費の額＝総運行経費※－総運賃収入（欠損が生じた場合の欠損額）」
※総運行経費は、便あたり運行経費に総運行便数を乗じた額で、28,000円を上限とし、それを超えるときは28,000円とします。
※停留所の新設や貸借等に係る初期経費については、補助対象とします。
※県の指示によりバスを運休する場合における、県と運行事業者が協議して決める諸費用については、補助対象とします。

第5 企画提案書の提出

本事業に応募しようとする者は、次に定めるところにより、応募申請書及び企画提案書を提出してください。

1 提出方法

- ・応募申請書及び企画提案書を郵送または持参により提出してください。

2 提出先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県企画部空港対策課利用促進担当 江幡 宛

電話：029-301-2761（直通）

3 提出期間

- ・平成29年3月1日（水）～3月9日（木）
※郵送の場合は、3月9日（木）必着で送付してください。
※持参の場合は、午前9時から午後5時までに提出してください。
※提出期間後の企画提案書の修正・差替え・再提出はできません。

4 応募資格

- ・本事業への応募をすることができる者は、次の条件をすべて満たす者としてします。
- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者であって、本要項に定める条件による事業の運営が可能な者。又は、提案時点で一般乗合旅客自動車運送事業者以外の者の場合は、一般貸切旅客自動車運送事業者であり、かつ、運行事業者に選定された後、速やかに一般乗合旅客自動車運送事業者の許可を取得することが可能な者。なお、複数者共

- 同による提案（共同運行）も可能とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札者の資格）の規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと）。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (4) 補助事業終了後も、同路線の運行の継続を希望する者。
 - (5) 本事業の趣旨を十分に理解し、積極的に利用促進に取り組む者。

5 提出部数

- ・ 10部（紙での提出）

6 企画提案書に関する質疑

- ・ 企画提案書の作成に際して質疑のある場合は、書面にて質疑書（様式任意）を提出してください。公正を期すため、質疑の内容及び回答については書面にて全ての応募者へ通知します。

7 企画提案書提出の辞退

- ・ 応募資格を満たしているとは判断された者が企画提案書の提出を辞退する場合は、前記2提出先まで 辞退届（様式任意）を提出してください。

8 応募申請書及び企画提案内容等

(1) 提出書類

書類名	記載事項	様式
①応募申請書 企画提案書表紙	・ 社名、代表者名、会社概要など	様式1-1 様式1-2
②管理体制	・ 運行管理体制 ・ 整備管理体制 ・ 緊急時処理体制 ・ 苦情処理体制 ・ 旅客その他の者の損害を賠償するための措置	様式2
③運送に関する実績	・ 平成27年度運送実績（乗合、貸切） ・ 主な公共事業受託実績	様式3
④当事業に用いる施設概要	・ 営業所の位置、名称及び規模 ・ 自動車車庫の位置及び収容能力 ・ 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要	様式4
⑤運行内容に関する事項（運行計画）	・ 運行ルート（発着地及び停留所の場所） ・ 運行便数及び運行ダイヤ ・ 運行車両（車種・座席数・手荷物収納場所等） ・ 運賃（收受方法） ・ コンシェルジュ配置 ・ 事前予約方法	様式5

⑥路線収支計画	・平成29年度の路線収支計画	様式6
⑦利用促進等の提案	・利用促進等に係るその他独自の提案	様式7

(2) 作成要領

① 応募申請書（様式1-1）及び企画提案書（様式1-2）

- ・必要事項を記入し、押印すること。

② 管理体制（様式2）

- ア 運行管理体制
- イ 整備管理体制（車両等の整備に関する体制を記入すること）
- ウ 緊急時処理体制（事故処理と運行回復に対応する体制を記入すること）
- エ 苦情処理体制（苦情への対応と運行への反映のための体制を記入すること）
- オ 旅客その他の者の損害を賠償するための措置

③ 運送に関する実績（様式3）

- ア 平成27年度一般乗合旅客運送実績
- イ 平成27年度一般貸切旅客運送実績
- ウ 主な公共事業受託実績

④ 当事業に係る施設の概要（様式4）

- ア 営業所の位置、名称及び規模
- イ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要

⑤ 運行内容に関する事項（様式5）

- ア 運行ルート
 - ・発着地及び停留所の場所・運行ルート・回送等
 - ・運行便数及び具体的な運行ダイヤ案について記載すること。
- イ 運行車両
 - ・車種・諸元
 - ・当事業で使用する車両の台数
 - ・座席数（運転席・補助席を除く）
 - ・手荷物収納場所に関する事項（スーツケース等の保管場所について）
 - ・その他、運行車両に関する事項で利用者利便性・快適性を高める事項
- ウ 運賃に関する事項
 - ・收受方法
- エ コンシェルジュに関する事項
 - ・適格者の有無・配置計画等
- オ 事前予約に関する事項
 - ・事前予約受付方法

⑥ 路線収支計画（様式6）※任意様式による提出も可

平成29年度の当事業に係る路線収支計画について、収入と支出に分けて積算を示し、収支差額についても示すこと。なお、支出においては、次の項目別に示すこと。

- ・ 人件費
- ・ 燃料油脂費
- ・ 減価償却費
- ・ 車両リース費
- ・ 税（自動車税）

- ・ 保険料（乗客の損害を賠償するための保険料、損害保険料）
- ・ 有料道路使用料
- ・ 発着場等施設使用料（停留所の新設等に係る経費が必要な場合はその経費も含む）
- ・ その他の運送関係経費
- ・ 一般管理費

⑦ 利用促進等の提案（様式7）

利用促進に係る提案やその他独自の提案（航空機利用者以外の者の乗客増加による運賃収入増収策や、乗降場所までの移動手段の確保、待合室の設置に関する事項、広報 PR に関する事項等）で、募集要領で定めた事項以外に利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながる提案があれば記載すること。

(3) 提案書類の内容確認

提案書類記載の内容について、質問・確認等を行うことがあります。

第6 企画提案書の審査方法

1 企画提案書の審査方法

- ・ 県が設置する審査委員会において、企画提案書に基づき提案内容を審査し、当該運行事業にかかる優先交渉権者を選定します。
- ・ プレゼンテーションは、行いません。

2 審査項目

- ・ 審査は「運行計画等審査表」（別紙1）及び「評価の視点」（別紙2）に基づき審査します。

3 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、企画提案書を提出した者へ、書面にて通知します。審査結果は、優先交渉権者、次点交渉権者、左記以外の3区分とし、いずれかを通知します
※獲得点数については通知しません。

第7 協定の締結

1 協定の締結

- ・ 第7の審査により選定された優先交渉権者は、県と協議のうえ、協定書（別記）を締結するものとします。優先交渉権者から辞退の申し出があった場合等、優先交渉権者と県が協定を締結できない状況となった場合には、企画提案書の審査において次点の交渉権者と協議を行い、協定を締結するものとします。

2 協議事項

- ・ 事業実施に関し疑義がある場合は、県と運行事業者で協議のうえ決定するものとします。

3 運行を終了する場合の意思表示

- ・ 運行開始後、運行事業者がやむを得ず運行を終了する場合は、運行を取りやめる日の6箇月前までに県に対して通知を行うこととします。

第8 補助金の支払い等

1 補助金の額

- ・第3提案上限額の範囲内であり、かつ、第4の5で算出した金額を上限額とします。

2 運賃収入の取扱

- ・運賃収入は、運行事業者の収入とします。

3 補助金の精算

- ・年度末に精算を行います。

4 補助金の支払い

- ・運行事業者は、補助期間が終了する月の翌月15日まで（ただし、3月においては31日）に県に対して交付申請を行い、県は、審査の上、適正と認められる場合は、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、金額を支払います。

5 運行実績・利用者数の報告

- ・運行事業者は、県に対し、運行を行った翌月10日以内に前月の運行実績・利用者数等を報告することとします。

6 帳簿等の保存

- ・運行事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿等の書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこととします。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とします。

7 調査・聞き取り

- ・県は、必要に応じて運行事業者に対し、事業に関する調査・聞き取りを行うことができることとします。

第9 スケジュール

下記スケジュールは目安です。運行事業者と協議のうえ決定します。

【スケジュール】

- ・平成29年2月21日（火）運行事業者募集開始
- ・平成29年3月 1日（水）応募申請書・企画提案書申込受付開始
- ・平成29年3月 9日（木）応募申請書・企画提案書申込締切り ※郵送必着
- ・平成29年3月上旬
審査委員会開催（質疑応答）
優先交渉権者・次点交渉権者選定
県と優先交渉権者（協議が整わない場合は次点交渉権者）が協議後、協定書を締結
- ・平成29年4月 1日（土）協定書締結・運行開始予定
- ・（毎月）10日以内 運行実績提出

- ・平成30年3月31日（土）交付申請書提出，交付決定・額の確定通知
- ・平成30年5月 補助金支払

第10 その他

- (1) 応募申請書・企画提案書の作成、応募等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本事業以外に使用することはありません。

第11 当募集に係る問い合わせ先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県企画部空港対策課利用促進担当 江幡 宛

電話：029-301-2761（直通） FAX：029-301-2749

E:MAIL：airport@pref.ibaraki.lg.jp

(様式 1 - 1)

平成 29 年 3 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

(名 称)

(代表者)

印

平成 29 年度茨城空港連絡バス運行事業者応募申請書

当社は、茨城県が実施する茨城空港連絡バス運行事業費補助事業の趣旨を理解し、「平成 29 年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領」に基づき、応募申請書を提出します。

なお、当社が補助対象事業者として登録された際は、誠意をもって事業を実施することを誓約します。

記

当社は、「平成 29 年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領」第 5 の 4 に定める応募資格をすべて満たしています。

※□にレ印を記入

応募企業名			
共同提案の有無		なし ・ あり (代表企業名)	
代表者 (職・氏名)			
担当者	職・氏名		
	連絡先	TEL	FAX
所在地			
設立年月日			
資本金			
従業員数・二種免許所有運転者数			
業務内容			

※応募者の概要がわかる資料 (会社概要・パンフレット、過去 2 カ年分の決算書、許可書 (写) (一般乗合旅客運送事業又は一般貸切旅客運送事業) を添付し、郵送または持参により提出すること。

※複数社共同提案の場合、各社で各通作成し、複数社を代表する企業を明記すること。

※記載内容が枠内に収まらない事項について、別紙で追加提出して構わない (A4 サイズ)。

(様式1-2)

企 画 提 案 書

(事業名) 茨城空港連絡バス運行事業費補助事業

標記事業について企画提案書を提出します。

平成29年3月 日

(あて先) 茨城県知事 橋 本 昌 様

(提案者) 企 業 名

代 表 者 名

印

住 所

電 話 番 号

(様式2)

管理体制

企業名 _____

運行管理体制、整備管理体制、事故等緊急時処理体制、苦情処理体制、損害を賠償するための措置等を記載すること。

【留意事項】

- 1 複数社共同提案の場合は、共同運行による管理体制を作成すること。
- 2 記載内容が枠内に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない（A4サイズ）。

(様式3)

運送に関する実績

企業名

平成27年度一般乗合旅客運送実績	
運行系統数 (単位: 系統)	
事業用自動車 延べ自動車両数 (単位: 日・車)	
実車走行キロ (単位: km)	
輸送人員 (単位: 人)	
営業収入 (単位: 千円)	
事業用自動車1台あたりの事故件数	
県内都市と東京都心とを結ぶ高速バス運行実績	

平成27年度一般貸切旅客運送実績	
実車走行キロ (単位: km)	
輸送人員 (単位: 人)	
営業収入 (単位: 千円)	
事業用自動車1台あたりの事故件数	

主な公共事業受託実績					
	採用実績		選定方式	種別	契約額
	自治体名・事業名等	契約・履行年月日			
1					
2					
3					
4					
5					

【留意事項】

- 1 主な公共事業受託実績については、以下により最大で直近5件分について記入すること。
選定方式: 補助金、一般競争入札、指名競争入札、指名型プロポーザル方式、公募型プロポーザル、
随意契約 等
種 別: 路線バス、スクールバス、福祉バス 等
- 2 複数社共同提案の場合、各通作成すること。
- 3 記載内容が枠内に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない (A4サイズ)。

(様式4)

当事業に用いる施設の概要

企業名 _____

当事業に用いる施設の概要について提案すること。

営業所の位置、名称及び規模	
自動車車庫の位置及び収容能力	
乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要	

【留意事項】

- 1 複数社共同提案の場合は、共同運行により用いる施設について作成すること。
- 2 記載内容が枠内に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない（A4サイズ）。

(様式5)

運行内容に関する事項（運行計画）

企業名

運行ルート、運行便数及びダイヤ、運行車両、運賃等に関する事項について提案すること。

運行ルート (発着地及び停留所の場所・ 運行ルート・回送等)		
運行便数及びダイヤ (便数・停留所の入線時刻・ 発着時刻)		
運行車両	車種・諸元・ 台数・座席 数・手荷物収 納場所等	
	その他特記事 項（快適性・ 環境配慮等）	
運賃に関 する事項	收受方法	(現金 ・ 現金及び IC カード) ※いずれかに○ 乗車券の発行 (あり ・ なし) ※いずれかに○
コンシェ ルジュに 関する事 項	適格者の有無	(適格者 有・ 無) ※いずれかに○ ※有の場合の配置計画 (配置人数) ※無の場合の採用計画 (採用人数)
事前予約 に関する 事項	受付方法	

【留意事項】

- 1 運行ルートやダイヤ等については、別紙で任意様式により提出して構わない（A4サイズ）。
- 2 記載内容が枠内に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない（A4サイズ）。

(様式6)

平成29年度路線収支計画

企業名 _____

以下の留意事項に基づき、当事業に係る平成29年度（平成29年4月～平成30年3月運行分）の路線収支計画を示すこと。

路線収支計画

【留意事項】

- 1 収入と支出に分けて積算を示し、収支差額見込みについても示すこと。
なお、支出においては、次の項目別に示すこと。
 - ・人件費 ・燃料油脂費 ・減価償却費 ・車両リース費 ・税（自動車税）
 - ・保険料（乗客の損害を賠償するための保険料、損害保険料） ・有料道路使用料
 - ・発着場等施設使用料（停留所の新設等に係る経費が必要な場合はその経費も含む）
 - ・その他の運送関係経費 ・一般管理費
- 2 任意様式により提出して構わない（A4サイズ）。
- 3 記載内容が枠内に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない（A4サイズ）。

(様式7)

利用促進等の提案

企業名 _____

その他、県の予算を伴わない独自の提案で、募集要項で定めた事項以外に利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながる提案があれば記載すること。

例：航空機利用者以外の者の乗客増加による運賃収入増収策や、乗降場所までの移動手段の確保、待合室の設置に関する事項、広報PRに関する事項等

【留意事項】

- 1 任意様式により提出して構わない（A4サイズ）。
- 2 記載内容が枠に収まらない場合、別紙で追加提出して構わない（A4サイズ）。

(別紙1)

運行計画等審査表

1 審査の方法

審査方法は、平成29年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領に基づき作成された企画提案書等について、次の項目ごとに審査します。

審査の評価方法は、下記区分による5段階により評価を行い、評価に基づいて採点します。

評価は、5段階方式で行い、「審査の得点調整について」の項により定めた調整率で点数を調整します。

【評価区分及び採点】

評 価 区 分	点数
①「特に良い」「特に優れている」又は「極めて適正」	5
②「良い」「優れている」又は「適正」	4
③「普通」「標準的である」又は「概ね適正」	3
④「やや不十分」「やや劣っている」又は「適正とはいえない」	2
⑤「不十分」「劣っている」又は「不適正」	1

2 審査項目

審査における審査項目は、「管理体制・運送実績」「事業進出意欲」「利用促進につながる取組・利用者利便性・快適性」及び「経済性」の4項目とし、下記のとおりそれぞれの項目ごとに審査します。

I 管理体制・運送実績（配点：30点）
事業遂行にあたっての管理体制等について企画提案されたものであり、この項目は、安全性や運行の安定性に関する評価視点となるもので、具体性及び適切性について評価します。
II 事業進出意欲（配点：20点）
事業進出意欲は、事業趣旨の理解度と事業に対する積極性、事業の継続性、広報PRの手法や集客力を評価するものです。
III 利用促進につながる取組・利用者利便性・快適性（配点：30点）
利用促進につながる取組・利用者利便性・快適性は、利用促進につなげるため、運行計画（運行ダイヤ、停留所の位置）、運行車両、運賃收受方法、付加価値の創出が図られているか等を利用者利便性・快適性向上の観点から評価するものです。
IV 経済性（配点：20点）
経済性については、運行経費は適切か、運行経費の縮減は図られているか、収益向上のための経営努力が図られているか、環境に配慮した取組みがなされているかを評価するものです。

各項目の評価配点の詳細は、以下のとおりとします。

I 管理体制・運送実績（配点：30点）	評価点
1. 管理体制	
①運行管理者の専任計画、運行管理に関する指揮命令系統	5
②事故防止、安全運転等についての教育及び指導体制	5
③事故等への対応	5
④バス車両整備管理体制	5
⑤利用者等からの苦情処理体制	5
⑥損害賠償の考え方、任意保険又は共済等の加入計画	5
2. 運送に関する実績	
①一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業の実績	5
②主な公共事業受託実績	5
3. 施設概要	
①営業所の位置・規模、車庫の位置・収容能力	5
②乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要	5

管理体制・運送実績の評価は、合計点が50点となりますが、この項目の配点は30点であるため、【審査の得点調整率設定表】により、点数を調整します。

II 事業進出意欲（配点：20点）	評価点
①事業趣旨の理解度と事業に対する積極性	5
②事業の継続性	5
③広報PRの手法、集客方法	5

事業進出意欲の評価は、合計点が15点となりますが、この項目の配点は20点であるため、【審査の得点調整率設定表】により、点数を調整します。

III 利用促進につながる取組・利用者利便性・快適性（配点：30点）	評価点
①運行計画（運行ダイヤ、停留所の位置）について	5
②運行車両について	5
③運賃收受方法について	5
④その他利用促進につながる利便性・快適性向上のための付加価値の創出について	5
⑤コンシェルジュについて	5
⑥事前予約方法について	5

利用者利便性の評価は、合計点が30点となり、この項目の配点は30点であるため、点数は調整しません。

IV 経済性（配点：20点）	評価点
1. 路線収支計画	
①運行経費は適切か	5
②運行経費の縮減は図られているか	5
③収益向上のための経営努力が図られているか	5
2. 環境への配慮	
①環境に配慮した取組がなされているか	5

経済性の評価は、合計点が20点となり、この項目の配点は20点であるため、点数は調整しません。

3 審査の得点調整について

審査は、評価に統一性を持たせるために、すべて5段階によって評価を行うこととしていますが、各項目の配点は重要度に応じて点数を定めており、調整を行うものとします。そこで、下表のとおり調整を行い、調整後の各審査委員の得点を100点満点とし、6人の審査委員の得点の合計である600点満点で評価します。

【審査の得点調整率設定表】

審査項目	審査の合計配点	調整率	調整後の点数
I 実施体制・営業実績	50	0.6	30
II 事業進出意欲	15	1.3	20
III 利用促進策・利用者利便性	30	1.0	30
IV 経済性	20	1.0	20
合計			100

※調整後の評価点に小数点以下がある場合、小数点第2位において四捨五入します。

4 候補者の決定方法について

企画提案書の審査において、各審査委員の点数の合計が最も多い者としてします。

また、各審査委員の点数の合計が二番目に多い者を次点としてします。

上記の場合に、各審査委員の点数の合計が最も多い者が複数いる場合は、審査委員長が最も高い者としてします。この場合において、審査委員長の点数が同点の場合は、審査委員で投票を行い、候補者を決することとしてします。

5 最低獲得点数について

企画提案書の審査において、各審査委員の点数の合計が満点（600点）の6割（360点）に満たない者は、候補者及び次点としません。企画提案書の提出者が1者であった場合も同じ扱いとします。

(別紙2)

平成29年度茨城空港連絡バス運行事業者募集要領 「評価の視点」

I 管理体制・運送実績	
審査項目	評価の視点
1 管理体制	
①運行管理者の専任計画、運行管理に関する指揮命令系統	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な運行管理者が配置されているか。 ・指揮命令系統が確立されているか。
②事故防止、安全運転等についての教育及び指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策等について、研修が行われるようになっているか。 ・安全対策等についての指導体制が確立されているか。等
③事故等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時等の対応マニュアルが作成され、かつ、適正であるか。 ・事故等の報告及び責任体制が確立されているか。 ・防犯体制が確立されているか。 ・緊急時の報告、連絡及び協力体制が確立されているか。 ・故障等による代替運行について、職員及び車両等の確保等の体制が確立されているか。 ・代替運行や運転休止等の連絡体制が確立されているか。等
④バス車両整備管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両整備管理体制は適切であるか。
⑤利用者等からの苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等に対する対応マニュアルが作成され、かつ、適正であるか。 ・苦情処理の窓口が設置されているか。 ・接客や接遇等、利用者とのトラブル防止に具体策が設定されており、その内容は適切か。
⑥損害賠償の考え方、任意保険又は共済等の加入計画	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償の考え方が適切であるか。 ・保険等の加入計画及び賠償の具体例が適切なものであるか。
2 運送に関する実績	
①一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業の実績は十分であるか。 ・事故は少ないか。
②主な公共事業受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業受託実績は十分であるか。
3 施設概要	
①営業所の位置・規模、車庫の位置・収容能力	<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行に係る営業所の位置・規模が適正であるか。 ・バス運行に係る自動車車庫の位置・収容能力が適正であるか。
②乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行に係る乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設は設置されているか、かつ、適正なものであるか。

II 事業進出意欲	
審査項目	評価の視点
①事業趣旨の理解度と事業に対する積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を十分に理解しているか。 ・事業への積極性が感じられるか。
②事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続性の確保は十分考えられているか。 ・事業の継続性が期待できるか。
③広報 PR の手法、集客方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報 PR 及び集客方法について十分考えられており、効果が期待できるか。
III 利用促進につながる取組・利用者利便性・快適性	
審査項目	評価の視点
①運行計画（運行ダイヤ、停留所の位置）について	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性やバスの遅延を考慮し、運行ダイヤは適正に設定されているか。 ・利便性の高い停留所の位置であるか。
②運行車両について	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な数の車両が配置されているか。 ・座席数は適正であるか。 ・手荷物収納場所は十分に確保されているか。 ・その他、運行車両に関する事項で利便性・快適性を高める効果的な提案がされているか。
③運賃收受方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・收受方法について利用者利便性向上のための効果的な提案がされているか。
④その他利用促進につながる利便性・快適性向上のための付加価値の創出について	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要領で定めた事項以外に、利用促進につながる取組、利用者の利便性・快適性を高めるための提案がされているか。また、その内容は効果的であるか。
⑤コンシェルジュについて	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な人数の適格者が配置されているか。 ・適正な配置計画（配置人数）又は採用計画（採用人数）となっているか。
⑥事前予約方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・電話又はホームページによる適正な事前受付方法となっているか。
IV 経済性	
審査項目	評価の視点
1 路線収支計画	
①運行経費は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・運行経費の算出根拠は適切であるか。
②運行経費の縮減は図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・運行経費の縮減は十分図られているか。
③収益向上のための経営努力が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・収入増加のための具体策を考えているか。また効果的な提案であるか。
2 環境への配慮	
①環境に配慮した取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・車両や運行体制が環境に配慮されているか。

(別記)

茨城空港連絡バス（東京直行バス）運行事業費補助事業に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城空港と東京都心とを結ぶ連絡バス（以下、「茨城空港東京直行バス」という。）の運行に関し、茨城空港連絡バス運行事業費補助金交付要項に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、甲の適切な支援及び乙の健全な経営により、茨城空港が首都圏3番目の空港として、今後増大が見込まれる首都圏の航空需要に対応するために甲と乙が協力し、低廉な運賃で茨城空港東京直行バスを運行することを目的とする。

(協定の期間)

第2条 本協定の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(経費の補助)

第3条 甲は、茨城空港東京直行バスの運行に要する経費を対象として、予算の範囲内で乙に対して補助金（以下「運行補助金」という。）を支払う。

2 運行補助金は、総運行経費から総運賃収入を差引いて求める額に欠損が生じた場合の、当該欠損の額とする。ただし、総運行経費は、便あたり運行経費に総運行便数を乗じて算出した額で、便あたり運行経費の上限を28,000円とし、それを超えるときは、28,000円として算出するものとする。

(運行形態)

第4条 運行形態は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般乗合旅客自動車運送を原則とする。ただし、新たに一般乗合旅客自動車運送の許可を取得しようとする場合は、許可までの期間（最大3カ月間程度）、一般貸切旅客自動車運送許可を受けた乗合運送によることとする。

(運行に関する事項)

第5条 甲及び乙の協議に基づき定める停留所・運行経路・運行ダイヤにより茨城空港東京直行バスを運行する。ただし、変更を要する場合は甲乙協議の上変更することができる。この場合において、甲及び乙は、当該変更が軽易なものである場合を除き、原則として変更予定日の1ヶ月前までに相手方に協議を申し出るものとする。

2 茨城空港が閉鎖された場合及び接続する航空機の欠航が明らかな場合には当該バスの運行を取り止める。

3 また、高速道路の通行止めや大幅な渋滞などにより、想定航空機に接続できないと判断される場合も同様とする。

4 運行開始後、各便に利用者がいない場合はその時点で運行を終了するとともに、その旨運行報告書に記載し、当該便の経費について乙は甲に請求しない。

(運賃・料金)

第6条 運賃又は料金は、以下のとおりとする。

区 分	金 額
航空機利用者	500円
航空機利用者以外	1,200円

2 前項の運賃は、甲及び乙の協議に基づき、現金又は乗車券若しくはICカードによる支払いにより収受する。

(使用車両)

第7条 使用車両は、以下を基本とする。ただし、甲乙協議の上変更することができる。

車両タイプ	座席数	車内トイレ	手荷物収納場所	車内案内
高速バス	40席(補助席を除く)	有	床下トランク	日英中(簡・繁)

(コンシェルジュの配置)

第8条 乙は、外国人利用者に対応するため、国際線航空ダイヤに接続するバスダイヤには、原則として中国語(簡体語、繁体語)又は英語が堪能なコンシェルジュを配置し、円滑な乗車手続き及び利用者の利便性向上に努めるものとする。

(運行状況の報告)

第9条 乙は、茨城空港東京直行バスの毎月の実搭乗者数、運行便数その他の運行状況について、甲が指定する様式により、運行状況報告書を毎月作成し、当月分を翌月の10日までに甲に報告するものとする。

2 前項のほか、乙は、甲から運行状況の報告を求められた場合、速やかに報告するものとする。

(運行補助金の請求及び支払い)

第10条 乙は、補助対象期間が終了する月の翌月15日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があったときは、請求の日から30日以内に乙が指定する金融機関に運行補助金を振り込むこととする。当該振込みにかかる手数料は甲の負担とする。

(運行上の責務)

第11条 乙は、茨城空港東京直行バスの運行に関し、安全かつ正確な運行に努めるとともに利用者へ誠意ある対応を行わなければならない。

2 乙は、運行中事故が生じた場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第12条 乙は、事業の執行によって第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを解決し、第三者への損害賠償をするものとし、第三者への損害及び賠償の内容について、甲に対

し、書面にて速やかに報告するものとする。

(暴力団排除条項)

第13条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当する者であることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(業務委託の禁止)

第14条 乙は、茨城空港東京直行バス運行業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承認した場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定を履行する見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が、この協定の締結又は履行に際し、不正な行為をしたと認められるとき。

2 乙は、前項の規定に基づき、この協定が解除されたときは、甲に対してその損害賠償を求めることができない。

(運行の終了)

第16条 乙は、やむを得ない事由により運行継続が困難な状況になり、運行を終了しようとするときは、運行終了予定日の6ヵ月前までに運行終了申出書（別添様式）により甲に申し出なければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 乙は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況等を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間乙の本店所在地に保存しておくものとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(調査等)

第18条 甲は、業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、業務の処理上知り得た相手方が秘密と指定する情報を保持し、秘密情報を開示する当事者の文書による承諾なくして、第三者にこれを開示または漏洩してはならない。なお、本協定期間終了後においても同様とする。

(運行内容の変更)

第20条 甲は、本協定締結後の事情により、乙と協議の上茨城空港東京直行バスの運行内容を変更することができる。この場合において、本協定に定める事項を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(航空機遅延時の対応)

第21条 乙は、バス運行にあたっては、甲が予め指定する者から航空機運航情報を入手し、その指示に従ってバス出発時刻等の調整を行うものとする。

(利用促進策の企画提案・実施)

第22条 乙は、利用促進策について、随時、企画提案するとともに、実施するものとする。

(利用者アンケート調査への協力)

第23条 乙は、甲が予め指定する者が、利用者アンケート調査（年1回程度）を実施するときは、円滑に実施できるよう協力するものとする。

(事前予約者情報の管理)

第24条 乙は、事前予約者情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定に配慮しつつ、責任を持って管理するものとする。

(協定に定めのない事項)

第25条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月 日

茨城県水戸市笠原町978-6
甲
茨城県知事 橋本 昌

乙

(別添様式)

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

(住 所)

(名 称)

(代表者名)

印

茨城空港東京直行バス運行終了申出書

茨城空港東京直行バス運行事業について、以下のとおり運行を終了したいため、茨城空港東京直行バスの運行に関する協定書第16条の規定により、申出書を提出いたします。

記

終了予定年月日	平成 年 月 日
終 了 理 由	

※終了予定日の6箇月前までに提出すること。